

国立大学法人高知大学宿舎事務取扱細則

平成16年4月1日
規則第99号

最終改正 平成22年6月23日規則第17号

(趣旨)

第1条 国立大学法人高知大学の宿舎の設置並びに維持及び管理に関する事務の取扱いについては、国立大学法人高知大学宿舎規則（以下「規則」という。）及びこれに基づく特別の定めのある場合を除くほか、この細則の定めるところによる。

(宿舎を貸与することが適当である者)

第2条 規則第3条第1号(ロ)に規定する別に定める者は、看護師とする。

(有料宿舎を貸与する者の選定)

第3条 有料宿舎を貸与する者の選定は、特別の事情がある場合を除き、次の順序に従って行わなければならない。

(1) 国立大学法人高知大学職員給与規則別表第1-1の一般職本給表(一)の3級以上相当の職務の級に属する役職員又はこれに準ずる役職員（無料宿舎の貸与を受ける役職員を除く。）

(2) 前号以外の役職員

2 前項の場合において、同順位にある役職員が2人以上存するときは、これらの者の職務の性質、住居の困窮度その他の事情を考慮し、その最も必要と認められる者に当該宿舎を貸与しなければならない。

(補足)

第4条 規則の事務取扱においてこの細則に定めのない事項については、宿舎法並びに文部科学省が所管する各種宿舎に関する規程、通達等に準拠する。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成18年7月12日規則第17号）

この細則は、平成18年7月12日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則（平成22年6月23日規則第17号）

この細則は、平成22年6月23日から施行する。